

東大阪市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

1. 目的

本制度は、株式会社図書館流通センター（以下「指定管理者」という。）により、東大阪市立図書館（花園図書館・永和図書館・四条図書館、以下「図書館」という。）の雑誌のカバー等にスポンサー広告を募集し掲載することで、新たな財源を確保し、蔵書の充実を図ることを目的とする。

2. 雑誌スポンサー制度の内容

雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という。）に雑誌の購入代金を負担していただき、購入した雑誌を雑誌コーナーに配架する。提供雑誌最新号の閲覧用カバー表面及び配架台にスポンサー名、同カバー裏面にスポンサーの広告を表示し、図書館の利用者の閲覧に供する。

3. 雑誌の選定

スポンサーは、指定管理者が作成した「雑誌リスト」から選定する。

4. スポンサーおよび広告の対象

- (1) 「東大阪市有料広告掲載要綱」に準拠し、「東大阪市有料広告掲載基準」を適用する。
- (2) 企業、商店、団体等を対象とする。個人は対象外とする。

5. 広告の掲載期限

広告の掲載期限は令和4年3月31日までの期間で掲載期間を指定するものとする。

6. 広告の企画、表示方法

- (1) スポンサー名及び広告の表示物はスポンサー申込者が必要枚数作成し提供する。
- (2) 提供雑誌の最新号閲覧用カバー表面及び配架台についてはスポンサー名等の表示とする。
表示の大きさ 縦3センチ、横10センチ以内 地色は白色、文字は黒
貼付位置 カバー底辺より4センチ上部中央付近及び配架台
- (3) 提供雑誌の最新号閲覧用カバー裏面については、スポンサー広告の表示とする。
表示の大きさ 片面印刷A4判以下を基本とし、当該雑誌カバーに収まるサイズ
- (4) 上記(2)(3)の余白に「この広告は図書館雑誌スポンサー制度によるもので、本誌購入経費に充てられています。」の一文を表示する。
- (5) 雑誌の配架位置は指定管理者が決定する。

7. 申込みの受付

申込みは、随時受付する。

受付場所：東大阪市立永和図書館

〒577-0809 東大阪市永和 2 丁目 1 番 1 号

東大阪商工会議所 1 階

電話 06-6730-6677 Fax 06-6727-5568

受付日時

永和図書館開館日の午前 9 時から午後 5 時まで

8. 申込み方法

雑誌スポンサー制度申込書（様式第 1 号）に必要事項を記入し、申込みをする。

(1) 申込書に代表者印を押印して、直接持参、または郵送で行う。

(2) 申込書に添付する書類

- ・ 広告図案
- ・ 会社概要等（業種等がわかるもの）
- ・ 役員名簿
- ・ ホームページ等広告内容を示すもの

9. スポンサーの選定および広告内容審査

スポンサーが重複する場合は受付先着順を優先し、指定管理者の審査を経て東大阪市の承認を得て決定し、指定管理者は雑誌スポンサー承諾（不承諾）決定通知書（様式第 2 号）をスポンサーに通知する。

スポンサーは、掲載しようとする広告について事前に指定管理者と協議するものとする。

また、広告の内容を契約途中で変更する際も、指定管理者と協議する。

10. 購入代金の支払い

スポンサーの提供する雑誌代金の支払いは、指定管理者指定の納入業者にスポンサーが直接支払うものとする。

(1) 支払いはスポンサーが納入業者と協議する。

(2) 振込み手数料等は、スポンサーの負担とする。

(3) スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、指定管理者と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えることが出来る。

(4) やむを得ない事情により、一時的に雑誌最新号が利用できなくなった場合はスポンサーと納入業者の間に協議を行う。

11. 契約

雑誌スポンサー制度の広告に決定した場合は、覚書（様式第 3 号）を締結する。

12. スポンサーの解約

スポンサーは解約を申し出る場合は、2 カ月前までに指定管理者に書面を提出するものとする。

13. スポンサーの責務

スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

14. 決定の取消し

指定管理者は、スポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) 申込書の虚偽の記載、その他不正な手段によりスポンサーの決定を受けた場合。
- (2) その他、本要綱に定めるスポンサー及び広告の対象とならない場合。

附則

- 1 この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に東大阪市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱を廃止する要綱（平成 28 年 8 月 1 日施行）による廃止前の東大阪市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行。以下「旧要綱」という。）の規定によるスポンサーの決定を受けている者は、この要綱の規定によるスポンサーの決定を受けているものとみなす。この場合において、旧要綱の規定に基づいて締結された覚書は、この要綱の規定に基づいて締結された覚書とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて掲載されている広告は、この要綱の規定に基づいて掲載されている広告とみなす。
- 4 この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。
- 5 この要綱は、令和 2 年 5 月 22 日から施行する。
- 6 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。